

豪米防衛貿易協力条約

—防衛生産の国際相互依存の制度化—

海外立法情報調査室 等 雄一郎

【目次】

はじめに

- I 豪米条約の背景—オーストラリア側を中心に
- II 豪米条約の締結の必要性—米国側を中心に
- III 豪米条約の批准
- IV 豪米条約に伴うオーストラリアの法令整備の現状
- V 豪米条約の概要と論点

おわりに

翻訳：オーストラリア政府とアメリカ合衆国政府との間の
防衛貿易協力に関する条約

はじめに

2007年9月5日、オーストラリアのジョン・ハワード（John Howard）首相（当時）は、第19回アジア太平洋経済協力会議（APEC）出席のためにシドニーを訪問したG.W.ブッシュ（George W. Bush）米大統領（当時）との間で、オーストラリア政府とアメリカ合衆国政府との間の防衛貿易協力に関する条約⁽¹⁾（以下「豪米条約」という。）に調印した。調印時点で、条約本文は依然として交渉中であると報

道され⁽²⁾、豪米条約の条文が両国政府によって公表されたのは3か月後の2007年12月5日であった⁽³⁾。

この条約は、米国が英国との間で2007年6月に締結した英米防衛貿易協力条約⁽⁴⁾（以下「英米条約」という。）とほぼ同内容の条約である。米国防務省の説明によれば、これらの条約は、米国と最も密接な2つの同盟国との間の長年にわたる特別な関係を再認識し、さらにこの関係を補強しようとするものである。具体的には、米国と条約を締結した国の特定の者がそれぞれに米国内の特定の者との間で行う防衛装備品や防衛関連役務の提供に関して、現状では米国の国内規則である国際兵器取引規則（International Traffic in Arms Regulations: ITAR）⁽⁵⁾に従って管理されているその輸出などを、特定の防衛装備品や防衛関連役務については、輸出許可状やその他のITARに基づく認可を受けなくとも、条約に従って行うことができるようになる⁽⁶⁾。

オーストラリア政府の説明では、さらにこの条約締結の効用が強調された。いわく、豪米条約は、オーストラリアと米国の政府間や企業間で従来必要とされてきた防衛関連装備品の輸出

(1) Treaty between the Government of Australia and the Government of the United States of America concerning Defense Trade Cooperation, signed at Sydney, 5 September 2007. <http://www.defence.gov.au/dmo/id/publications/Defence_Trade_Cooperation_Treaty.pdf> 以下、インターネット情報は2012年8月31日現在である。

(2) Daniel Arnaudo, "U. S., Australia Reach Defense Trade Pact," *Arms Control Today*, October 2007, p.39.

(3) Department of Defence, "Defence Trade Treaty with United States," Media Release MECC480/07, Dec. 5, 2007. <<http://www.defence.gov.au/media/DepartmentalTpl.cfm?CurrentId=7326>>

(4) Treaty between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the United States of America concerning Defense Trade Cooperation, signed at London and Washington, 21 June and 26 June 2007. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm72/7213/7213.pdf>>

(5) 22 CFR Parts 120-130.

(6) 米連邦議会上院で両条約が批准された翌日の2010年9月30日の米国防務省の報道発表による。U.S. Department of State Office of the Spokesman, "U.S. Defense Trade Cooperation Treaties with the United Kingdom and Australia," *Fact Sheet*, Sept. 30, 2010. <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/09/148478.htm>>

許可状取得等のための煩瑣で膨大な事務を減らして、両国間で情報や技術を共有する手続を簡素化することができる。また、豪米条約は、同国の防衛産業にとって、機微な防衛技術 (sensitive defence technology)⁽⁷⁾プロジェクトに共同参画するとともに防衛関連の大規模国際供給網との契約に協調して参加していく新たな機会をもたらして、防衛輸出、雇用の維持そして防衛産業の長期的安定を促すことになることと説明された⁽⁸⁾。

本稿は、豪米条約について、締結の背景事情、議会における批准審査の状況、条約の概要と論点などを、オーストラリア側の動きを中心に紹介・考察するもので、末尾に、豪米条約の全訳を付す。

I 豪米条約の背景—オーストラリア側を中心に

1990年代以降に社会、文化、経済、政治の各局面において急速にグローバル化が進展した。グローバル化とは、人、モノ、情報等が国境を自由に越えることができる環境が引き起こす影響を指す。グローバル化は、国家安全保障の名のもとに従来は「一国限り (ナショナル)」

な存在であった防衛産業にも及び、防衛産業は、技術、生産、市場の各面で「国際的 (コスモポリタン)」な存在へと変貌を遂げつつある。言い換えれば、防衛生産においても国際相互依存が進展しつつあるといえる⁽⁹⁾。

実際、このような状況を反映して、防衛産業の国際的な再編成と大規模な兵器の国際共同開発・生産が進められてきた。防衛産業の国際的再編の波はオーストラリアの防衛産業にも及び、英国に本拠を置く防衛企業 BAE システムズ社のオーストラリア法人である BAE システムズ・オーストラリア社が、2008年にオーストラリアの艦艇製造大手のテニックス・ディフェンス社を買収したことから、現在、オーストラリアの防衛産業中で最大の企業は BAE システムズ・オーストラリア社となっている⁽¹⁰⁾。2010年の同社単独の売上額が13億7600万米ドルで、2位のターレス・オーストラリア社が6億8100万米ドル、3位のレイセオン・オーストラリア社が6億4100万米ドルとなっており、同国の防衛企業の中でこれら3社が世界の防衛企業売上額トップ100社入りしている⁽¹¹⁾。2位のターレス社はフランス系の、3位のレイセオン社は米国系の、それぞれ多国籍防衛企業の

(7) 機微な防衛技術 (又は単に機微技術 sensitive technology) は、安全保障上から懸念材料となり得る技術を指す。科学技術の進歩によって、従来のように技術 (又は製品) を軍事用と民生用 (汎用) に明確に区別するのが難しい現在、元々汎用技術であっても、たやすく軍事的に意味を持つ技術 (又は製品) となり得る。この種の技術が機微技術であり、その軍事利用により大量破壊兵器の生産や兵器性能の大幅向上を可能にして、対外的に戦略的優位を得る可能性がある一方、これが敵対勢力やテロリストに渡ることによって戦略的不安定を増す可能性がある。

(8) 条約のオーストラリア側の署名者であるジョン・ハワード首相 (当時) による2007年9月7日付報道発表の説明。引用は次の文献による。Nicole Brangwin and Paula Pybure, "Defence Trade Controls Bill 2011," *Bills Digest*, No. 91 2011-12, 22 Feb. 2012, p.8. (http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1112a/12bd091)

(9) 佐藤丙午「防衛産業のグローバル化と安全保障」『国際政治』153号, 2008.11, p.58.

(10) Jon Grevatt, "BAE appoints David Allott as Australia chief executive," *Jane's Defence Industry*, vol.28 no.9, Sep. 1, 2011. なお、BAE システムズ社は、英国の国有企業ブリティッシュ・エアロスペース社が民営化後に欧州の防衛企業を傘下に収める形で1999年に発足した。その後も欧米の防衛企業との間で合併と買収 (M&A) を繰り返すなど、国際的な防衛産業の再編をリードしてきた防衛企業の1つで、2010年の売上額では世界第2位の防衛企業である (清谷信一「合従連衡・共同開発が世界の流れ」『週刊東洋経済』6370号, 2012.1.21, p.54)。

(11) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2012*, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp.251-255. ちなみに、世界最大の売上額を誇るのは米国のロッキード・マーチン社で2010年の防衛売上額が357億3000万米ドル、日本最大の防衛売上額は三菱重工の29億6000万米ドルとなっている。

オーストラリア法人である。

また、兵器の国際共同開発の最近の代表例として、F-35 JSF (Joint Strike Fighter) 戦闘攻撃機の開発・生産プロジェクトがある。米国など9か国による同機の国際共同プロジェクトにオーストラリアも参加しており、同国は2002年6月に現用のFA-18などに代えて100機のF-35の調達を決定し、同年10月には1億5000万米ドルの開発費負担を約束した⁽¹²⁾。オーストラリアのプロジェクト参加は、当然に同国の防衛産業のプロジェクト参加を意味し、2006年には同国の防衛企業20社がF-35関連で9000万米ドルの契約を得ていた⁽¹³⁾。ただし、その後、F-35の主契約企業である米国のロッキード・マーチン社による開発の遅れから、最初の12機のF-35の取得が2年遅れとなることがオーストラリア連邦政府の2012-13会計年度予算で明らかになった⁽¹⁴⁾。

F-35取得の遅れはともかく、オーストラリアは、国家安全保障政策上の最重要要素である次期戦闘機の開発と生産を米防衛企業主体の国際共同プロジェクトにゆだねる一方、軍の戦闘用装備の約5割が米国に由来し、今後10年か

ら15年内に軍装備の85パーセント以上を更新する必要があると見込まれる⁽¹⁵⁾。さらに、米国防務省によれば、2006年時点で、米国防務省がオーストラリア向けに承認した輸出許可状が2,361件で、同じく承認技術データ合意書が312件に達しており、これらの大半の承認に3か月以上を要したという⁽¹⁶⁾。

オーストラリア政府による豪米条約締結には、以上のような、防衛産業がグローバル化するという大きな潮流の中で、米国との間で防衛装備品や防衛関連役務のやり取りを円滑にすることが自国の国家安全保障に資するという考え方があった。

II 豪米条約の締結の必要性—米国側を中心に

他方、英国やオーストラリアという密接な同盟国との間で、防衛貿易協力条約を締結するための動機は米国側にも存在していた。

前述のような防衛産業のグローバル化は、兵器の国際共同開発や共同配備などを促して国家安全保障に寄与する一方、兵器や機微技術の敵対勢力や懸念国⁽¹⁷⁾への流出により米国の技術的

(12) Globalsecurity.org, “F-35 Joint Strike Fighter (JSF) Lightning II- International Partners.” <http://www.globalsecurity.org/military/systems/aircraft/f-35-int.htm>; Joint Standing Committee on Foreign Affairs, Defence and Trade, *Review of the Defence Annual Report 2009-2010*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2012, pp.44-48. http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_Committees?url=jfadt/defenceannualreport_2009_2010/report.htm

(13) R. Nelson (Minister for Defence), “The Joint Strike Fighter,” *Australian Government Department of Defence Media Release*, 10 Nov. 2006. <http://www.defence.gov.au/minister/49tpl.cfm?CurrentId=6120>

(14) Stephen Smith (Minister for Defence), “Budget 2012-13 Defence Budget Overview,” *Australian Government Department of Defence Media Release*, 8 May 2012. <http://www.minister.defence.gov.au/2012/05/08/minister-for-defence-budget-2012-13-defence-budget-overview/>

(15) Jason Clare (Minister for Defence Material), “Defence Trade Controls Bill 2011 Second Reading Speech, 2 Nov. 2011,” *Commonwealth of Australia Parliamentary Debates House of Representatives*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2011, p.12434.

(16) この数字は豪米防衛貿易協力条約締結交渉の際に米国防務省からオーストラリア政府への説明で示されたもの。Australian Government Department of Defence, “Questions and Answers : Australia US Treaty on Defence Trade Cooperation Treaty,” p.1. http://www.defence.gov.au/publications/Treaty_QandA.pdf

(17) 輸出管理(安全保障貿易管理)上から、大量破壊兵器の拡散などに関与する懸念のある国のこと。ちなみに我が国では、現在、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第4において、イラン、イラク、北朝鮮の3か国を懸念国に指定している。

優位や安全保障を脅かすことにも繋がる。冷戦後の米国では、防衛産業のグローバル化と国家安全保障のバランスをどうとるかが国家安全保障政策上の重要な課題であった⁽¹⁸⁾。

そのため、米国政府は、民主党と共和党の政権の別を問わず、1990年代以来、輸出管理政策の改革を進めて、懸念国への兵器拡散を抑える輸出管理強化と同盟諸国との防衛協力推進の間の調整を行ってきた。2000年5月、クリントン政権は、防衛関連の輸出管理政策を冷戦後の状況に合わせるための「防衛貿易安全保障イニシアチブ (DTSI)」を発表し⁽¹⁹⁾、NATO (北大西洋条約機構) 諸国、オーストラリア、日本及びスウェーデン向けの防衛装備品等の輸出承認手続の簡略化・迅速化による防衛輸出管理政策改革に着手した。次いで、ブッシュ政権は2002年5月に「防衛貿易輸出政策見直しと国家安全保障」と題する国家安全保障政策指令第19号 (NSPD-19) を発令して、同盟諸国との防衛協力強化が国家安全保障に資するとの観点から、米国は防衛貿易許可制度の改善などによって自国と同盟国の技術的優位や相互運用性の向上を図ることにした⁽²⁰⁾。さらに、オバマ政権は、米国の世界一強固といわれる輸出管理体制が複雑になり過ぎて国家安全保障上のリスク軽減に繋がっていないとの反省から、2009年8月に輸出管理の根本改革を指示し、これまで複数あった輸出管理リストの一本化などの改革を打ち出した⁽²¹⁾。

このような中、米国は、英国、オーストラリ

アそれぞれと防衛貿易協力条約を2007年に締結した。上述の説明で明らかなように、締結目的は米国と両国それぞれとの間の防衛装備品や防衛関連役務の貿易に関して個別の許可制を廃止して両国との相互貿易を事実上自由化することにより、両国との防衛産業協力の緊密化や両国軍との相互運用性の向上に繋げて、同盟関係を補強することにある。

もちろん、米国にとって防衛生産における対外依存は、たとえ相手が同盟国であっても、政治状況次第で特定技術等へのアクセスを拒否ないし制限されるリスクを生じさせる。英国及びオーストラリアは、安全保障上の問題や拡散の懸念が存在しないという長年の同盟国としての安心感を基礎に、米国の防衛生産の相互依存提携先に選ばれたものである。防衛貿易協力条約は、米国が防衛生産における相互依存によって生じるリスクを背負う代わりに、相手国の技術や防衛市場へのアクセスを制度的に担保する役割を担うものだといえる⁽²²⁾。言い換えれば、米国は、防衛生産の国際相互依存を条約により制度化することによって、依存によるリスクを管理しながら、相手国の優秀な技術を利用して防衛生産の効率化を進めようというのである。

なお、米国が英国及びオーストラリアとの間の防衛貿易を自由化すると言っても、すべての防衛装備品や防衛役務を対象に自由化する訳ではない。1990年代以降国際的に問題になってきた大量破壊兵器の拡散に直結する機微な装備品や技術は、2つの防衛貿易協力条約の対象か

(18) 佐藤 前掲注(9), pp.62-65.

(19) DTSI の概要については米商務省の報道発表参照。U.S. Department of State Office of the Spokesman, "Defense Trade Security Initiative," May 24, 2000. <<http://usaustralia.state.gov/us-oz/2000/05/24/ds1.html>>

(20) NSPD-19 の指令本文は依然秘密扱いだが、その内容は2002年11月21日付のホワイトハウス発表の文書で知ることができる。"Fact Sheet: NSPD-19: Review of Defense Trade Export Policy and National Security," Nov. 21, 2002. <<http://www.fas.org/irp/offdocs/nspd/deftrade.html>>

(21) 米政府の export.gov のウェブサイト掲載の "About Export Control Reform" という解説記事による。<http://export.gov/ecr/eg_main_047329.asp>

(22) 佐藤 前掲注(9), p.64.

ら除外される。具体的には、①ミサイル技術管理レジーム (MTCR)²³⁾の規制対象となっているロケットシステム本体とその製造設備や技術、②化学・生物兵器と関連装備、③核兵器関連の防衛装備品と防衛役務などは条約の対象とはならない²⁴⁾。

以上を要するに、2つの防衛貿易協力条約は、米国が冷戦終了以後に追求してきた、機微技術の拡散阻止を目指す輸出管理強化政策と同盟間防衛協力推進による同盟強化政策の間の均衡から生じた産物と見ることができよう。

豪米両国政府は、本稿冒頭に述べたように豪米条約の条約本文を2007年12月5日に公表した。その後、豪米条約第14条でその締結が定められ、同条約によってどのような義務を締約国双方が負うのかの詳細を規定する実施取極に、2008年3月14日、両国は調印した²⁵⁾。

Ⅲ 豪米条約の批准

豪米条約は、その第20条で、「各当事国において条約に効力を生じさせるのに必要な国内の

要件を満たしたことを確認する交換公文を交わしたときに発効する」としていることから、両国は条約調印後に、それぞれ批准などの国内手続に入った。

まず、米国のブッシュ政権は、批准を求めて豪米条約を2007年12月3日に条約承認案件として連邦議会上院に提出したが、それに先立って英米条約の批准も求めていた。上院外交委員会では両条約の審議が一括して進められたが、大量破壊兵器の拡散に懸念を抱く議会は、たとえ同盟国相手であっても防衛貿易の自由化に批判的であった上に、2008年の大統領選挙によって両条約の審議は2008年後半以降中断した²⁶⁾。2009年のオバマ政権への政権交代を機に、議会の審議が再開された。2010年9月29日に上院においてそれぞれの条約の批准決議が採択され²⁷⁾、両条約を米国内で実施するための規定を盛り込んだ2010年安全保障協力が制定された²⁸⁾。その後、英米条約は、英米両国間で国内手続が終了した旨の交換公文が交わされて、2012年4月13日に発効した²⁹⁾。豪米条約について、米国側の条約実施機関である国務省は、

23) MTCR (Missile Technology Control Regime) は、冷戦時代に米国が西側諸国に呼び掛けて結成したミサイル技術拡散阻止の国際的枠組みを起源にするが、現在ではミサイル技術を有するロシアや旧東欧諸国も含む34か国が参加するミサイル技術の拡散を防止する非公式の自発的な国際的な枠組みとなっている。参加各国はミサイル関連技術に関して合意したリストの品目の輸出管理を国内法令に基づいて全地域を対象に実施することになっている。MTCRについては、浅田正彦「ミサイル関連の輸出管理レジーム」同編『兵器の拡散防止と輸出管理—制度と実践—』有信堂高文社、2004、pp.77-108。を参照。

24) U. S. Senate Committee on Foreign Relations, *Defense Trade Cooperation Treaties Implementation Act of 2010*, Senate Report 111-302, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 2010, pp.3-6. <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/cpquery/T?&report=sr302&dbname=111&>>

25) Implementing Agreement Pursuant to the Treaty Between the Government of the United States of America and the Government of Australia concerning Defense Trade Cooperation, March 14, 2008. <http://pmdtc.state.gov/treaties/documents/Australia_Implementing.pdf>

26) 2008年前半までの両条約の米議会での審議状況については、等雄一郎「海外法律情報アメリカ・米英防衛貿易協力条約と米豪防衛貿易協力条約」『ジュリスト』1358号、2008.6.15、p.133参照。

27) 156 Cong. Rec. pp.S7720-S7724 (daily ed. Sept. 29, 2010) ; Hillary Clinton, "Statement by the Secretary Clinton: U.S. Defense Trade Cooperation Treaties with the United Kingdom and Australia," Sept. 30, 2010. <http://pmdtc.state.gov/treaties/documents/S_Statement_on_Defense_Treaties.pdf>

28) Security Cooperation Act of 2010 (P.L. 111-266)

29) Hillary Clinton, "U.S. Defense Trade Cooperation Treaty with the United Kingdom," *Press Statement*, April 13, 2012. <<http://www.state.gov/secretary/rm/2012/04/187899.htm>>

オーストラリア国内の手続終了後の2012年後半の発効を見込んでいる³⁰⁾。

オーストラリア側では、豪米条約締結後に行われた2007年11月の総選挙において、条約調印者であるハワード首相の率いる保守連合が、ケビン・ラッド (Kevin Rudd) 党首の労働党に敗れた。政権交代が行われたものの、労働党新政権は対米同盟重視の立場であり³¹⁾、連邦議会による審査のために豪米条約を議会の両院合同条約常任委員会 (Joint Standing Committee on Treaties: JSCOT)³²⁾ の案件簿に2008年5月14日付で登載した。

元々、オーストラリア連邦憲法は、条約に関する承認等の連邦議会の役割について何ら言及していないことから、議会による承認が条約批准の要件とはされてこなかった。しかし、条約の公開性と透明性を高めるため、1996年に連邦政府主導により条約の制定過程の全面的見直しが行われて、連邦議会が条約を精査できる仕組みが整えられ、議会に条約案件を審査するためのJSCOTが置かれた。これにより、行政府の締結した条約は一部の例外を除いてすべて、

オーストラリアが当該条約に法的に拘束される15日前 (まれに20日前の場合もある。日数は議会開催日で計算する。) までに、条約締結の意義やその影響を分析した「国益分析書 (National Interest Analysis: NIA)」を添えてJSCOTに提出され、これをもとにJSCOTにおいて条約の審査が行われることになった³³⁾。今回の豪米条約においても、オーストラリア国防省戦略局防衛輸出管理室が作成したNIAが条約本文とともにJSCOTに提出された³⁴⁾。

NIA記載の豪米条約の概要と論点についてはのちに改めて紹介するが、注目されるのはNIAにその本文と別に「協議に関する付属書」が加えられている点である。付属書には、第1に、条約の交渉窓口及び実施機関である国防省が他の関係政府機関と密接に協議を行ってきたこと、第2に、国防省は、豪米条約によって影響を受ける防衛産業界に対しては条約調印時点で概要説明をすでに実施し、さらに今後は条約の実施取極の説明や条約を国内法として実施するために必要な立法についても事前に防衛産業界と協議していくことの2点が記された³⁵⁾。1点目

30) 米国防務省で防衛貿易協力条約の実務を担当する防衛貿易管理事務局のウェブサイトの説明による。“Defense Trade Cooperation Treaties & Resources.” (http://pmdtc.state.gov/treaties/)

31) 富田圭一郎「外交・安全保障政策—『3つの柱』と日豪、豪中関係—」『オーストラリア・ラッド政権の1年—総合調査報告書—』(調査資料 2008 - 5) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.71-73. (http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2009/200885/15.pdf)

32) 両院合同条約常任委員会の審査及び報告の権限並びに16人の委員構成 (政権与党の下院院内幹事6人、野党の下院院内幹事3人、上院の与野党の院内幹事各3人、上院の少数政党又は無所属議員から1人) は、連邦議会の決議で定められ、事務局は下院に置かれる。JSCOT, “Committee Establishment, Role and History.” (http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_Committees?url=jsct/ppgrole.htm)

33) AustLII, “Australia International Treaty Making: Questions and Answers,” July 2000; AustLII, “Review of the Treaty-Making Process Commonwealth of Australia,” Aug. 1999. (http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/reports/infokit.html) AustLII (Australasian Legal Information Institute) は、シドニー工科大学とニューサウスウェールズ大学が共同で運営するオーストラリア法情報提供事業で、オーストラリアやニュージーランドの判例法令データを提供するとともに法律を学ぶ学生・研究者向けの情報も提供している。ここに引用した文献はAustLIIがオーストラリア外交貿易省と共同で執筆・掲載したもので、問合せ先も外交貿易省国際機関及び法務局条約課となっている。

34) Joint Standing Committee on Treaties, *Report 94: Treaties tabled on 14 May 2008*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2008, pp.33-44. (http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_Committees?url=jsct/14may2008/report1.htm)

35) National Interest Analysis [2008] ATNIA 15 with Attachment on Consultation. (http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_Committees?url=jsct/14may2008/treaties/usa_nia.pdf) ただし、議会のウェブサイトに掲載されているのは要約版である。

はともかく、2点目は、国防省が条約参加によって影響を受ける可能性のある民間機関（特に、防衛産業）との間で国内法整備にあたって協議を積極的に行うことを議会に約束するものであった。

JSCOTは、2008年6月16日に国防省、法務省及び外交貿易省から7人の高官を招いて豪米条約の審査を行った⁽³⁶⁾ほか、一般国民からの意見を募った。これらによる審査結果が2008年9月18日に「JSCOT報告第94号（2008年5月14日案件簿登載分）」にまとめられた。この報告において委員会は「豪米防衛貿易協力条約を支持するとともに条約に拘束力を持たせるための措置をとること」を勧告⁽³⁷⁾し、同日の下院本会議でJSCOTのケルビン・トムソン（Kelvin Thomson）委員長から同趣旨の審査報告が行われた⁽³⁸⁾。

審査の過程で豪米条約のいくつかの問題点が指摘され、JSCOT報告はこれらについての検討の概要を記載している。最大の問題点は、認可防衛産官共同体⁽³⁹⁾を創設し維持していくための政府と民間企業の費用負担であった。報告は、政府側の年間約2670万ドルと見込まれる保安資格⁽⁴⁰⁾認定審査費等は国防省予算から支出すべきで、審査が遅滞なく行われるよう予算的配慮が必要であるとした。民間企業の費用負担について、報告は認可防衛産官共同体への参加が任意であること及び運用開始当初はともかく長期的

には民間企業の負担は減少することの2つを指摘して、民間企業の費用負担に関してそれ以上の見解を示さなかった。その他、認可防衛産官共同体に参加する民間企業において保安資格認定審査時に従業員の出生国や民族による差別が生じる懸念等も指摘されたが、長期的に見れば、現在の防衛装備品等の個別許可制による財政的・行政的費用負担を条約が緩和するなど、条約参加のメリットが大きいと報告は結論付けた⁽⁴¹⁾。

以上の手続により、豪米条約の連邦議会による審査は2008年9月18日のJSCOT委員長の審査報告により終了し、豪米条約は議会の承認を得たことになる。

IV 豪米条約に伴うオーストラリアの法令整備の現状

こうしてオーストラリア側で2008年秋以降に残された必要な国内手続は、豪米条約を国内法として拘束力を持たせるための国内法令の整備のみとなった。

一方、NIA（国益分析書）の付属書で約束されていた防衛産業をはじめとする国内民間機関との公式の協議と調整が始まったのは2010年12月1日であった⁽⁴²⁾。すなわち条約の議会審査終了から国内法整備に向けた関係民間機関との公式の国内協議に入るまで2年以上を要したことになる。米上院での審議が2008年後半にス

(36) Joint Standing Committee on Treaties, "Treaties tabled on 14 May and 4 June 2008, 16 June. 2008," *Official Committee Hansard*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2008, pp.TR9-TR16.

(37) Joint Standing Committee on Treaties, *op.cit.* (34), p.44.

(38) Kelvin Thomson (Chair of JSCOT), "Treaties Committee Report Speech," *Commonwealth of Australia Parliamentary Debates House of Representatives*, 18 Sep. 2008, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2008, pp.7906-7907.

(39) 認可防衛産官共同体（Approved Community）については第V章「条約の概要と論点」を参照。

(40) 保安資格（security accreditation）は、条約第4条及び第5条により認可防衛産官共同体のメンバーに義務付けられる資格のこと。第V章「条約の概要と論点」を参照。

(41) Joint Standing Committee on Treaties, *op.cit.* (34), pp.40-43.

(42) Department of Defence, "Defence Trade Cooperation Treaty - Industry Consultation," *Media Release MECC558/10*, Nov. 30, 2010. <<http://www.defence.gov.au/media/DepartmentalTpl.cfm?CurrentId=11147>>

トップして以降、2010年7月に審議が再び動き出し⁽⁴³⁾、9月に米国の批准が決まるまでの間、オーストラリア政府は様子眺めをしていた模様である。条約のオーストラリア側の実施機関である国防省のデビッド・フィーニー (David Feeney) 政務次官が議会の法案趣旨説明で「〔米上院による条約批准を指して〕この重要なステップは、〔オーストラリア〕国防省が必要な法案策定を行うための触媒作用を果たした」と証言しているからである⁽⁴⁴⁾。

2010年12月1日から、防衛産業を対象に条約実施に伴う政策や行政手続の変更点を解説する国防省主催の説明会(国内10都市で並行開催)を皮切りに国内協議が開始され、2011年前半に集中的に防衛産業側からの意見聴取が行われた。その後、防衛貿易管理法草案がまとめられ、防衛輸出管理室(DECOS)のウェブサイトにおいてパブリックコメントを募るために同草案が2011年7月15日から8月26日までの間公開

された⁽⁴⁵⁾。こうした防衛産業を主な対象とした国内協議を経て、2011年11月2日、豪米条約をオーストラリア国内で実施するための2011年防衛貿易管理法案が、関連法案である2011年関税法(軍事目的利用)改正法案とともに連邦議会下院に提出された。2011年防衛貿易管理法案には、豪米条約を国内実施するための規定と並んで、オーストラリア自身による機微技術の輸出管理規制強化の規定も含まれている。後者は、機微技術や通常兵器の懸念国などへの拡散を規制する国際紳士協定である「ワッセナー・アレンジメント」⁽⁴⁶⁾によって同国が求められていた規制品目の仲介業務を規制する規定などを整備するものである⁽⁴⁷⁾。

なお、法案の議会提出後の2011年12月22日には、2011年防衛貿易管理法案の下位法令にあたる2012年防衛貿易管理規則の草案⁽⁴⁸⁾が、防衛産業との協議のために2012年2月17日までの期間を区切って回覧に供された⁽⁴⁹⁾。

(43) 2010年7月14日、米連邦議会上院にR.ルーガー(Richard Lugar)上院外交委員会筆頭委員(共和党)により2010年防衛貿易協力実施法案(S.3581)が提出された。

(44) David Feeney (Parliamentary Secretary for Defence), "Defence Trade Controls Bill 2010, Customs Amendment (Military End-Use) Bill 2011 Second Reading Speech, 22 Nov. 2011," *Commonwealth of Australia Parliamentary Debates House of the Senate*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2011, p.9192.

(45) House of Representative, *Defence Trade Controls Bill 2011 Explanatory Memorandum*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2011, pp.15-17. <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4700_ems_9e976e24-2fbc-48ae-ad31-dcf1d61d8eb7/upload_pdf/361899.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(46) ワッセナー・アレンジメント(The Wassenaar Arrangement on Export Control for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technology)は、旧共産圏諸国への戦略物資規制の枠組みであったココムが解消したのを受け、1995年末に合意された通常兵器及び機微な汎用品の輸出管理を行うための国際的な枠組みで、法的拘束力を有する国際約束に基づく体制ではなく、不拡散の意思を有する参加国による紳士的な申し合わせである。各国は国内法により対象品目リスト掲載の汎用品・機微技術の輸出管理を行っている。現在、オーストラリアや我が国を含む41か国が参加している。その設立以後の経緯については、山本武彦「通常兵器関連の輸出管理レジーム」浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理—制度と実践—』有信堂高文社、2004、pp.109-132。を参照。

(47) House of Representative, *op.cit.* (45), pp.25-30.

(48) Defence Trade Controls Regulation 2012 [Consultation Draft Only]. <http://www.defence.gov.au/deco/usec/Draft_Feb12.pdf>

(49) Senate Foreign Affairs, Defence and Trade Legislation Committee, *Defence Trade Controls Bill 2011 [Provisions] Preliminary Report, 15 August 2012*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2012, p.1. <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Committees?url=fadt_ctte/trade_controls/preliminary_report/index.htm>

2011年防衛貿易管理法案は、下院では委員会審査に付されることなく2011年11月21日に本会議で可決された。上院では外交、防衛及び貿易立法委員会に同法案の審査が付託された。同委員会は、同法案の審査開始をウェブサイトで公表して関係政府機関に意見書の提出を要請するとともに研究者や評論家からも審査のための意見書を募集した。提出された意見書をもとに2012年3月に2回にわたって上院外交、防衛及び貿易立法委員会の公聴会が開催された⁵⁰。

しかし、2011年防衛貿易管理法案及び2011年関税法（軍事目的利用）改正法案に対するいくつかの懸念が上院の法案精査常任委員会⁵¹から議会提案の直後に提起されており⁵²、さらに2012年3月の公聴会において、国内公式協議の過程で国防省が大学や研究機関などとの協議を行っていなかった事実が明らかになったことから、ステイブン・スミス（Stephen Smith）国防大臣は法案説明資料の修正を行うことを示

唆した⁵³。こうした経緯から、上院外交、防衛及び貿易立法委員会による法案審査報告の提出期限が当初の2012年4月12日から2度にわたって延期された。代わりに、1度目の延長で期限とされていた8月15日付で予備審査報告が提出された⁵⁴。同報告は、国防省に法案に関係する大学や研究機関と慎重に協議を行うよう勧告し、これが終了するのを待つために、委員会最終審査報告提出の再延長期限を10月31日までとした⁵⁵。これを受けて、スミス大臣ら国防省首脳は、8月17日に法案に関する大学及び研究機関との協議をさらに進めるよう指示するとともに委員会の予備審査報告が立法の重要性と法案の基本的意図を支持している点を高く評価する旨の声明を発出した⁵⁶。

結局、豪米条約に伴うオーストラリアにおける国内法令の整備は当初の予定⁵⁷よりも大幅に遅れて2012年11月以降になることになり、その発効も、それ以降にずれ込むこととなった。

⁵⁰ *ibid.*, p.2.

⁵¹ 上院の法案精査常任委員会（Senate Standing Committee for the Scrutiny of Bills）は、連邦議会に提案される全ての法案につき、法案の各条が個人の権利、自由及び義務に及ぼす影響並びに議会による立法権の行使として妥当かとの観点から精査することを任務としている。通常は、前週までに議会に提出された法案について、委員会が必要と判断する法案に対してコメントを付した「アラート・ダイジェスト」を出して、懸念事項のある法案については書面で法案提出大臣に懸念事項を送付すると、同委員会のウェブサイトは説明している。〈http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate_Committees?url=scrutiny/cominfo.htm〉

⁵² Senate Standing Committee for the Scrutiny of Bills, *Alert Digest*, No. 14 of 2011, 23 Nov. 2011, pp.8-14. 〈http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate_Committees?url=scrutiny/alerts/2011/d14.pdf〉

⁵³ Senate Foreign Affairs, Defence and Trade Legislation Committee, *op.cit.* (49), pp.1-2.

⁵⁴ *ibid.* この2012年8月15日の予備審査報告は本文43ページと付録37ページから成る。

⁵⁵ *ibid.*, p.43. なお、委員会による最終審査報告期限を同年10月31日とした背景に、米国側でITAR（国際兵器取引規則）改革が進行しており、条約の実施時にその影響がある可能性があることから、オーストラリア側で法案審査を急いで結論を出すのは時期尚早との認識が連邦議会にあると予備審査報告は記している（p.4）。

⁵⁶ Stephen Smith (Minister for Defence) et al., “Government to Consult on Strengthening Australia’s Defence Export Controls,” *Australian Government Department of Defence Media Release*, 17 Aug. 2012. 〈<http://www.minister.defence.gov.au/2012/08/17/minister-for-defence-stephen-smith-minister-for-defence-materiel-jason-clare-and-minister-for-defence-science-and-personnel-warren-snowdon-joint-media-release-government-to-consult-on-strengtheni/>〉

⁵⁷ 2008年5月14日に豪米条約の審査のために条約と一緒にオーストラリア連邦議会に提出されたNIA（国益分析書）では、国内法整備のための法案提出時期を2008年末か2009年初めと想定していた（*op.cit.* (35), para. 23.）ことから、法案提出自体が3年遅れであった。

V 豪米条約の概要と論点

豪米条約（以下本章では単に「条約」という。）のオーストラリア側の実施機関である国防省が連邦議会に提出したNIA（国益分析書）などを参考に、全21条から成る条約の概要と主な論点を紹介する。

1 条約の目的

NIAによれば、条約の目的は、豪米間で防衛関連の装備品、技術、情報及び役務の共有化を進めて、両国軍の相互運用能力を高めることにより、これまでの長きにわたる両国の防衛協力関係を更に強化することにある（条約前文）⁵⁸⁾。より直接的には、両国が合意により特定する防衛輸出規制を撤廃して、両国間にさらに効率的で生産的な防衛相互貿易の仕組みを作ることを目的としている⁵⁹⁾。そのため、防衛装備品（定義については第2節参照）の両国間の輸出や移転などのやり取りを、事前に認可された両国政府施設や民間企業の間に限って、許可状その他の書面手続を行うことなく自由に行うことを可能にするための枠組みを両国で設けることが、いわば条約の狭義の目的となる（第2条）。

なお、対象となる防衛装備品には、秘密指定のもの、秘密指定ではないが両国間でその貿易を管理する必要のあるものとの2種類があり得る。条約発効前の現状で、これら2種類両方の防衛装備品の貿易管理の根拠となっているのは、米国においては連邦規則である国際兵器取引規則（ITAR）であり、オーストラリアにおいては連邦規則である1958年関税（禁止輸出品）規則第13E条⁶⁰⁾である。条約発効後は、条約による法的枠組みがこれらの規則にとって代

わることになる。

2 条約の適用範囲

両国間の自由なやり取りの対象となる「防衛装備品（Defense Articles）」は、条約の定義上、合衆国軍需品リスト（United States Munitions List: USML）⁶¹⁾に掲載される軍需品で、ハードウェアに限らずソフトウェア、役務及び技術データを含むものである（第1条）が、両国の共同軍事作戦、共同対テロ作戦、共同の研究・開発・生産計画に必要とされる防衛装備品か、事前に両国が相互に了解した両国政府の一方がエンドユーザとなる特定の計画のための防衛装備品のいずれかに限られる（第3条第1項）。

これらの防衛装備品以外に、従来からの米国の対外有償軍事援助（Foreign Military Sales: FMS）プログラムの枠組みでオーストラリアに輸出された防衛装備品についても、オーストラリア側による受取り以後は、この条約の適用を受けることになる（第3条第3項）。

条約のこうした適用範囲から明らかなように、条約が特定の防衛装備品の両国間における貿易の自由化を目指しているとはいえ、条約が両国間の防衛生産の相互依存を市場原理にゆだねて自由化しようとしている訳ではない。条約は、両国軍の共同作戦や兵器の共同研究・開発・生産に資することなど両国の同盟関係強化という大枠の中で特定防衛装備品に限ってその貿易や移転などのやり取りを自由化し、その限りで防衛生産における相互依存を強化するものである。

3 認可防衛産官共同体

条約の狭義の目的である豪米両国間で輸出許可状なしに自由な防衛装備品のやり取りを確保

⁵⁸⁾ *op.cit.* (35), para. 3.

⁵⁹⁾ Nicole Brangwin and Paula Pybure, *op.cit.* (8), p.5.

⁶⁰⁾ Customs (Prohibited Exports) Regulation 1958 Reg. 13E: Exportation of Certain Goods.

⁶¹⁾ 22 CFR Part 121. USMLはITARの一部を構成している。

するための眼目となる措置が、両国政府それぞれが、その国内に政府施設及び民間企業から成る「認可防衛産官共同体 (Approved Community)」を設立することである。オーストラリア政府は、オーストラリア側の認可防衛産官共同体である「オーストラリア防衛産官共同体 (Australian Community)」を設立し、これを維持し、監視する義務を負い (第4条)、米国政府も、国内に同様の「合衆国防衛産官共同体 (United States Community)」を設立し、これを維持し、監視する義務を負う (第5条)⁶²。認可防衛産官共同体のメンバーだけが条約で定められた防衛装備品の自由な輸出 (国外の認可防衛産官共同体への移動) や移転 (国内の認可防衛産官共同体内の移動) を行うことができる。米国からの輸出だけ (第6条) ではなく、オーストラリアからの輸出についても規定が置かれている (第8条)。

認可防衛産官共同体のメンバー資格に関連する問題が、オーストラリア連邦議会における条約審査の際の主な論点であった。1つは、各企業が認可防衛産官共同体のメンバーになるのにどれほどの自由度があるのかという点であった。これに対して、オーストラリア国防省は、認可防衛産官共同体への参加が任意であることを議会審査で確認し、メンバーになった場合に各種の許可状取得が不要となってメンバー企業が営業的に有利となることを強調した⁶³。もう1

つは、すでに JSCOT (両院合同条約常任委員会) の審査報告の箇所で触れた、認可防衛産官共同体参加に関わる費用負担についての懸念であった。防衛企業が多く立地するヴィクトリア州政府は、認可防衛産官共同体のメンバーとなるのに必要な従業員の保安資格認定審査などのための追加的な費用負担が企業側に生じることを懸念し、これによって、事実上、費用負担に耐えうる大企業が有利になり、中小企業の参加が難しくなるとの意見書を JSCOT に提出した⁶⁴。さらに、従業員の保安資格認定審査に関連して、従業員の出生国や民族による差別など人権上の問題が生じる可能性があるとは指摘されていた点についても、すでに紹介したとおりである。

4 保安措置

条約は防衛装備品の取扱いにおいて両国が守るべき保安措置や手順を定めている。認可防衛産官共同体のオーストラリア側メンバーには両国が相互に定める保安資格が求められ (第4条)、米国側メンバーには米国の法令に従った保安資格が求められる (第5条)。また、この条約の下で取扱うすべての防衛装備品は、この条約に基づく防衛装備品であることを明示する標章 (マーク) を付して他と識別できるようにしなければならない (第6条、第8条)。さらに、2002年に改定された豪米秘密情報保護協定及び関連実施取極 (GSA)⁶⁵に基づいた義務を両

⁶² *op.cit.* (35), para. 13. 条約第4条と第5条の条文に「監視 (monitor)」という表現は使われていないが、NIA 第13パラグラフにおいて、オーストラリア国防省は「豪米両国政府は、第4条及び第5条により、両国政府施設及び非政府機関から成る認可防衛産官共同体を設立し、維持し、監視することに合意する」と連邦議会に説明している。

⁶³ Joint Standing Committee on Treaties, *op.cit.* (36), p.TR12.

⁶⁴ Joint Standing Committee on Treaties, *op.cit.* (34), p.41.

⁶⁵ 1962年に豪米間で締結された包括的情報保護協定 (General Security of Information Agreement: GSA) は2002年の秘密情報保護措置協定 (Agreement between the Government of Australia and the United States of America concerning Security Measures for the Protection of Classified Information) によって改定された。2002年改定協定で名称が変更になって以降も一般にGSAと略称されており、豪米防衛貿易協力条約の文脈では、2002年協定と関連の実施取極とを合わせてGSAと呼んでいる。なお、豪米間の2002年GSAは、2007年8月に我が国が米国と締結した軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) と同じ性格の条約である。この点については、福好昌治「軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) の比較分析」『レファレンス』682号, 2007.11, pp.129-147. <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200711_682/068207.pdf> を参照。

国は尊重しなければならず、オーストラリアは国内の関連の刑法や輸出管理法をこの条約による輸出や移転に適用しなければならない（第11条）。

5 記録保存義務と取締協力

両国は、防衛装備品の移動の詳細な記録を保管することを自国の認可防衛産官共同体のメンバーに義務付けなければならず、一方の当事国から要求があるときは他方の当事国にこの記録を提供しなければならない（第12条）。また、両国は、条約違反容疑があるときは速やかに捜査を行い、その結果を他の当事国に伝えるとともに捜査に協力する。防衛装備品の積出後検査やエンドユーザ監視などを実施し、必要であれば相互に援助を行う（第13条）。

これらの条項は、米連邦議会内の防衛貿易協力条約締結慎重派によって主張された、条約により輸出許可審査がなくなって不法な兵器輸出の訴追のための証拠集めが難しくなるのではないかという懸念⁽⁶⁶⁾を払拭するための重要な根拠となったと考えられる。

6 実施取極と実施機関

前述のように2008年3月14日に両国は条約を補足するための実施取極（第14条）に調印しており、実施取極は条約発効と同時に効力を有することとなる。両国で条約上の義務の履行にあたる機関として、米国では国務省が、オーストラリアでは国防省が、それぞれ指定される（第15条）。

7 協議と紛争解決

両国は、輸出管理に関する両国の協力のあり方や条約の運用状況を審査するため、少なくとも

も年1回高級幹部級による協議を開催する（第17条）。また、条約に関係して両国間に紛争が生じるときは、2国間交渉による解決を原則とし、国際法廷への訴えは行わない（第18条）。

後者は、長年の両国の密接な同盟関係に基づく規定であると同時に、この条約に関連して起こる両国間の紛争は安全保障上機微な情報や技術を対象とする可能性が高いことから、国際法廷の場での公開審理の可能性をあらかじめ排除しておく狙いがあるものと思われる。

8 存続期間と脱退

この条約の存続期間は無期限であるが、一方の国が脱退意思を通知した場合、30日以内に条約の継続に関する協議を開始し、通知国が継続に同意しないときは通知から6か月目に失効する。ただし、脱退にかかわらず、この条約により輸出された防衛装備品の取扱いの手続きは、適切な代替の許可状等の準備ができるまでの間、効力を有する（第21条）。

おわりに

豪米条約の締結により、オーストラリアは、伝統的に「ナショナル（一国限り）」であった防衛生産のあり方を国際相互依存の方向へと一歩踏み出すことになるが、解説したように、豪米条約は、オーストラリア連邦議会の承認を得たものの、国内法として拘束力を持たせるための国内法令の整備が遅れているために、本稿執筆時点（2012年8月31日）で未発効である。

オーストラリア国防省は、条約に関する国内の関心を喚起して条約の実施を円滑にするための産業貿易展示会や会議を開催して広報に努める一方、米国との間で条約に関する「パスファ

(66) 等 前掲注(26).

インダー・プログラム」と呼ぶ事業運用試験を2012年6月に開始すると発表した⁶⁷⁾。豪米条約に先駆けて2012年4月に発効した英米条約においても同様の事業運用試験が行われた。ここでは英米政府に防衛企業も巻き込んで、認可防衛産官共同体メンバーによる手続等が適正かどうかを具体的な7つの兵器プロジェクトを選んで事業運用試験が行われた(2011年9月から11月まで)⁶⁸⁾。したがって、豪米条約の発効の時期は、2012年10月31日を期限とするオーストラリア連邦議会上院外交、防衛及び貿易立法委員会による2011年防衛貿易管理法最終審査報告の結論と並んで、この「パスファインダー・プログラム」の終了時期とその結果に影響を受けることになるだろう。

2012年8月15日付上院外交、防衛及び貿易立法委員会予備審査報告は、大学や研究機関など関係機関との協議を慎重に行うことを勧告した⁶⁹⁾。予備審査報告とはいえ、委員会として法案の立法意義を認めていることから、最終審査

報告で法案が全面否定される可能性は低い。さらに政権与党・労働党に加えて野党の保守連合も対米同盟重視の姿勢であるため、連邦議会において2011年防衛貿易管理法が成立する公算は高く、条約は早晩発効するものと思われる。

一方、我が国政府は、2011(平成23)年12月27日に武器輸出三原則⁷⁰⁾の緩和を発表し⁷¹⁾、平和貢献と国際協力のための防衛装備品等の海外移転を包括的に武器輸出三原則の例外とするとともに米国以外の安全保障上で協力関係にある国との間においても防衛装備品等の共同開発や生産を可能とする道を開いた。2012年4月の日英首脳会談において防衛装備品の共同開発を進めることで日英両国が合意した⁷²⁾ほか、オーストラリアも日本の防衛装備品に関心を示しており⁷³⁾、2012年6月にシンガポールで開かれた英国の国際戦略研究所主催のアジア安全保障会議(通称:シャングリラ会合)を利用した日豪防衛大臣会談において、両国が防衛装備品の共同開発を進めることで一致したと一部報道

67) Defence Export Control Office, "Update – The Defence Trade Cooperation Treaty," *DECO Newsletter*, June 2012, p.3. <<http://www.defence.gov.au/deco/publications/newsletter/2012/June.pdf>> ただし、この記事は「パスファインダー・プログラムの開始が2012年6月に見込まれる」としているだけで、2012年6月以降に同プログラムが始まったとの政府発表や報道は見当たらない。まだ開始されていないとすれば、上院での法案審査の遅れが影響している可能性もある。

68) Matthew Bell, "US, UK Co-operation Treaty Clears Tests," *Jane's Defence Weekly*, 16 Nov. 2011, p.21. ちなみに運用試験の対象の7つのプロジェクトには、米国政府がエンドユーザとなるV-22オスプレイ輸送機プロジェクトやF-22ラプター戦闘機のエンジンプログラムが含まれていたという。

69) Senate Foreign Affairs, Defence and Trade Legislation Committee, *op.cit.* (49). 予備審査報告は計9つの勧告を行っているが、第1勧告から第3勧告に用語の再検討や定義の精査を勧告している以外、他の勧告はすべて関係機関との各種の協議を促すことに関連したものである。

70) 武器輸出三原則は1967年に佐藤栄作首相により表明された①共産圏、②国連決議対象国、③紛争当事国への武器輸出を認めないとの方針で、1976年に三木武夫首相によりその他の国への輸出も慎重方針が示された。その後1983年に中曽根康弘首相により米国に限り例外とする措置が取られて以降、平和維持活動目的など個別に緩和されてきた。富田圭一郎「武器輸出三原則—その現況と見直し論議—」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』726号, 2011.11.1. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196056_po_0726.pdf?contentNo=1> 参照。

71) 「『防衛装備品等の海外移転に関する基準』についての内閣官房長官談話(平成23年12月7日)」防衛省『日本の防衛(防衛白書)平成24(2012)年版』防衛省, 2012, pp.390-391.

72) 「日英首脳会談防衛装備品開発で合意」『日本経済新聞』2012.4.11, p.2.

73) "Navy Eyeing Off New Japanese Submarine," *Sidney Moring Herald*, July 9, 2012. <<http://www.smh.com.au/action/printArticle?id=3438875>>

で伝えられた⁽⁷⁴⁾。これまで武器輸出三原則の存在によって、事実上、防衛生産の国際相互依存と無縁であった我が国においても、今後は防衛生産における国際相互依存を前提にした体制の整備が必要となる可能性も出てきた。

こうした中で、豪米条約を米国との間で結ぶことにより防衛生産の国際相互依存に踏み出して国内体制の整備を行ってきたオーストラリアの経験は、我が国において防衛生産の国際相互依存の制度化を今後議論する際の参考となるだろう。特に、豪米条約（及びその実施取極）自体が、我が国がオーストラリアその他の防衛装備品等の共同開発・生産を行う相手国との間で豪米条約と類似の国際条約の締結交渉を行う際に、参照枠組みとされる可能性もあるだろう⁽⁷⁵⁾。本稿で紹介した豪米条約のオーストラリア連邦議会での審査や国防省による防衛産業など国内関係機関との事前の協議のあり方を再確認しておくのはもとより、これから数か月の間に展開される国内法令整備に関するオーストラリア連邦

議会での議論、そして国内法令制定・施行後のオーストラリアの防衛産業の対応などについて今後も注意深く見守っていく必要があるだろう。

[2012年11月19日補記]

オーストラリア連邦議会の法案検索システムによれば、豪米条約を国内で実施するための2011年防衛貿易管理法案に関する上院の外交、防衛及び貿易立法委員会の最終審査報告が2012年10月10日に提出された。政府法案に27か所の修正を施した上院修正法案が10月29日に上院本会議を通過した。下院本会議は、上院修正法案1か所を不同意として10月30日に可決し、上院本会議は11月1日に、これに異議を申立てないことを下院に通知して、法案が成立した。11月13日に総督の裁可を得て、制定法となった（2012年防衛貿易管理法、Act No.153 of 2012）。

（ひとし ゆういちろう・専門調査員）

(74) 「日米豪国防閣僚ら共同声明 防衛協力の『行動計画』策定へ」NHK ニュース 2012年6月2日によれば、渡辺周防衛副大臣とスミス豪国防相が「防衛装備品の共同開発を目指すことで一致した」とされる。また、渡辺副大臣は、2012年8月3日の公益財団法人・国家基本問題研究所（桜井よしこ理事長）との意見交換で、シャングリラ会合の感想をもとに「日本の防衛装備品や技術に対する海外の評価は高く、共同開発や技術移転の相手国を、アメリカだけでなく、イギリスやオーストラリア、インドなどにも拡大するとの見通し」を語ったと、同研究所のウェブサイトの記事は伝えている（<http://jinfa.jp/news/archives/8204>）。ただし、平成24年版の『防衛白書』の「日豪防衛協力・交流」の項では、2012年6月のシャングリラ会合を利用して、日豪と日米豪の防衛相会談が開かれ防衛協力の推進で一致したと記載されているだけで、日豪間で防衛装備品共同開発について話し合われたとの記述は見当たらない（防衛省 前掲注(7), p.272.）。

(75) オーストラリアは、2007年に我が国が米国以外と初めて安全保障共同宣言を行った国であり、以来、2012年9月までに4回の外務・防衛閣僚会議（2+2）を開催するなど、着実に安全保障協力関係を築いている。たとえば、豪米防衛貿易協力条約で言及されている豪米包括的情報保護協定（GSA）と同種の日豪情報保護協定を日豪政府は2012年5月17日に締結している。いわば、日豪間で防衛貿易協力条約を結ぶための条件の1つがすでに満たされているともいえる。「情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」日英両文は外務省のウェブサイト（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/5/0517_04.html）に掲載されている。

オーストラリア政府とアメリカ合衆国政府との間の 防衛貿易協力に関する条約

Treaty between the Government of Australia and the Government of the United States of America
concerning Defense Trade Cooperation

海外立法情報調査室 等 雄一郎訳

2007年9月5日シドニーにて署名
(2007年未発効第31号)

オーストラリア政府とアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」）は、以下、併せて「両当事国」と呼ぶこととし、

十分に相互運用可能な軍隊を編成し及び維持することにより、アメリカ合衆国（以下「合衆国」）とオーストラリアの関係を強化させ及び深化させることを願ひ、

その相互安全保障及び防衛上の諸利益のために、国家安全保障及び防衛協力のためのより緊密な枠組みが要請されることを考慮し、

合衆国及びオーストラリアのそれぞれの安全保障及び防衛産業の強化に資することを願って、

これらの諸目標をさらに進めるため、両当事国は、その本質的な安全保障及び防衛上の諸利益

を保護するために必要で、かつ、**認可防衛産官共同体**における**防衛装備品**の移動を促進する枠組みの設立を追求し、当該**認可防衛産官共同体**の外への〔防衛装備品の〕無許可の流出に対する適切な保全措置を確実に実現しなければならないことを認識し、

この枠組みの中での輸出及び移転のための保護措置の強化を追求し、

2002年6月25日付改定後の秘密情報の保護のための措置に関するオーストラリア政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及びその関連実施取極（以下「GSA」）⁽¹⁾により定められた諸原則を認識し、

両当事国が参加する国際的な諸取極から生じる防衛装備品の輸出に関連した両当事国の義務を想起し、

並びにこの条約の諸規定が合衆国においては自

* 翻訳にあたっては、次のオーストラリア連邦政府国防省のウェブサイトに掲載されているPDF版の原文を用いた。〈http://www.defence.gov.au/dmo/id/publications/Defence_Trade_Cooperation_Treaty.pdf〉以下、インターネット情報は2012年8月31日現在である。なお、訳文中の丸括弧（ ）は原文の注記、かぎ括弧「」は原文における引用符号“ ”、亀甲括弧〔 〕は訳者による補足の注記をそれぞれ示す。また、翻訳条文中でゴチツク体太字表示の用語は、この条約第1条第1項に定義された意義を有する用語であることを示しており、原文では大文字で始まる用語である（第1条第2項参照）。

(1) 1962年に豪米間で締結された包括的情報保護協定（General Security of Information Agreement: GSA）を改定したのが2002年の秘密情報保護措置協定（Agreement between the Government of Australia and the United States of America concerning Security Measures for the Protection of Classified Information）であるが、2002年改定協定で名称が変更になって以降も一般にGSAと略称されている。この条文に見るように、豪米防衛貿易協力条約の文脈では、2002年改定協定と関連の実施取極とを合わせてGSAと呼んでいる。なお、2002年豪米GSAについての解説は、福好昌治「軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の比較分析」『レファレンス』682号、2007.11, pp.133-135. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200711_682/068207.pdf〉を参照。

動発効規定である⁽²⁾ことを理解して、

次のとおり合意した。

第1条 定義

(1) この条約において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次に定めるところによる。

(a) 「認可防衛産官共同体」とは、合衆国防衛産官共同体及びオーストラリア防衛産官共同体をいう⁽³⁾。

(b) 「オーストラリア防衛産官共同体」とは、第4条第1項に定める共同体をいう。

(c) 「防衛装備品」とは、合衆国軍需品リスト掲載の有形又は無形を問わないソフトウェアを含む物品、役務及び関連の技術データをいう。

(d) 「輸出」とは、合衆国防衛産官共同体からオーストラリア防衛産官共同体への防衛装備品の最初の移動をいう。

(e) 「オーストラリア政府施設」とは、第4条第1項 a 号に定める施設をいう。

(f) 「オーストラリア政府職員」とは、第4条第1項 b 号に定める職員をいう。

(g) 「実施取極」とは、第14条の規定に従って両当事国によって締結される実施取極を

いう。

(h) 「再輸出」とは、輸出済の防衛装備品に関して、認可防衛産官共同体のメンバーからオーストラリア領以外の場所へ移動することをいう。

(i) 「再移転」とは、輸出済の防衛装備品に関して、認可防衛産官共同体のメンバーからオーストラリア領内の場所へ移動することをいう。

(j) 「適用範囲」とは、第3条に定めるこの条約の対象範囲をいう。

(k) 「オーストラリア領」とは、オーストラリア連邦の領土をいい、ノーフォーク島、クリスマス島、ココス（キーリング）諸島、アッシュモア及びカルティエ諸島、ハード島及びマクドナルド諸島並びにサンゴ海諸島の各領土以外のすべての海外領土を除く。

(l) 「移転」とは、輸出済の防衛装備品に関する認可防衛産官共同体内における移動をいう。

(m) 「合衆国防衛産官共同体」とは、第5条に定める防衛産官共同体をいう。

(n) 「合衆国軍需品リスト（以下「USML」）」とは、合衆国兵器輸出管理法第38条（合衆国連邦法典第22編第2778条）⁽⁴⁾に従っ

(2) 「合衆国において自動発効規定である」とは、国内法の裏付けなしに国内的効力を有するという意味であるが、以下に述べる事情から、この文言に法的効力はないと解される。英米防衛貿易協力条約の前文にも同文の文言がある。元々、英豪両国向け兵器輸出を兵器輸出管理法（Arms Export Control Act: AECA）による輸出管理規制の例外としたかった G.W. ブッシュ政権の交渉担当者によって挿入されたのがこの文言であり、厳格な輸出管理を求める米議会の審議を回避して英豪向け輸出の例外化を行うための手段とされていた。しかし、米議会上院の批准審議における、同規定が前例のない規定であり、かつ、議会の役割を無視する規定だとの批判を受けて、最終的に「前文の〔合衆国において自動発効規定であるとの〕文言にかかわらず、この条約は合衆国国内において自動発効規定ではない。」と上院が宣言し、これを米行政府が2010年9月20日に文書で追認したことにより、同年9月29日に上院の批准を得た。U. S. Senate, *Defense Trade Cooperation Treaties with the United Kingdom and Australia*, Senate Executive Report 111-5, Washington D.C.: U.S.G.P.O., 2010, p.27. (<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-111erpt5/pdf/CRPT-111erpt5.pdf>) ; J.R. Crook, "U.S. Senate Approves Defense Trade Cooperation Treaties with Australia and the United Kingdom, Refuses Effect to Treaty Language Claiming Self-Execution," *American Journal of International Law*, vol.105 no.1, 2011, pp.124-127.

(3) 認可防衛産官共同体、オーストラリア防衛産官共同体、合衆国防衛産官共同体の原語は、それぞれ、Approved Community、Australian Community、United States Community。

(4) United States Arms Export Control Act § 38 (22 USC § 2778)

て連邦規則集第 11 編第 121 部⁽⁵⁾並びにその後の改正及び修正において列挙された防衛装備品及び防衛役務として指定される物品、役務及び関連の技術データをいう。

- (2) この条約中の大文字で始まる〔訳文ではゴチック体太字の〕用語及びその変化形の意義は、この条に定めるところによる。

第 2 条 目的

この条約は、**防衛装備品**が秘密であるか否かを問わず、免許状その他の書面による許可を得ないでその**輸出及び移転**を行うための包括的枠組みを定めるものである。ただし、当該**輸出及び移転**は、第 3 条第 1 項に定める諸活動を支援する限りにおいて行われる。

第 3 条 適用範囲

- (1) この条約は次に掲げる目的を達成するために必要な**防衛装備品**に適用する。
- (a) **実施取極**に記載する合衆国及びオーストラリアによる共同軍事又は対テロ作戦
- (b) **実施取極**に従って定める、合衆国並びにオーストラリアの協力的安全保障及び防衛研究、開発、生産並びに支援プログラム
- (c) 相互に決定する安全保障及び防衛プロジェクトのうち、オーストラリアをエンドユーザとするものであって、**実施取極**に従って定めるもの
- (d) 合衆国政府による利用
- (2) この条約は、**実施取極**にこの条約の**適用範囲**から除外することを定める**防衛装備品**については適用しないものとする。
- (3) この条約は、合衆国対外有償軍事援助（以下「FMS」）プログラムに従ってオーストラリア政府が取得し、かつ、この条約の**適用範囲**

範囲に入ることになる**防衛装備品**について適用することとし、当該**防衛装備品**で、いったんオーストラリア政府に引き渡されたものは、この条約に基づいて**輸出**された**防衛装備品**とみなす。FMS プログラムに基づく当該**防衛装備品**の取得については、引き続き既存の〔FMS の〕処理手順を適用する。当該**防衛装備品**で、いったん FMS 申請承諾書簡に従って引き渡されたものは、**実施取極**において相互に決定する手続に則ってこの条約に基づいて**輸出**されたものとして取扱うことができる。

- (4) この条約により**防衛装備品**を**輸出**し又は**移転**する資格を有する機関が、特定の取引のために個別に防衛輸出免許状その他の許可を得ようとする場合には、この条約は、防衛輸出免許状その他の許可の発行を妨げるものではないものとし、その場合、当該の免許状又は許可により付与された条件をこの条約の条項に代えて適用するものとする。

第 4 条 オーストラリア防衛産官共同体

- (1) オーストラリア防衛産官共同体は、次の(a)から(d)までに掲げるものにより構成される。
- (a) GSA〔豪米秘密情報保護協定〕に従いオーストラリア政府によって認定され、かつ、オーストラリア領内に所在し、この条約の**適用範囲**に関連して、**実施取極**に従って定めるオーストラリア政府施設。
- (b) 最低でも適切なオーストラリア保安資格⁽⁶⁾を有しかつ必知事項基準⁽⁷⁾に適合するオーストラリア政府職員で、**実施取極**に定める相互に決定した規準に適合する者
- (c) オーストラリア領内に所在し、相互に決定した資格要件に合致する特に定められた

(5) 22 CFR Part 121.

(6) 保安資格の原語は security accreditation.

(7) 必知事項基準の原語は a need-to-know.

オーストラリアの非政府機関及び施設であって、**実施取極**に従いオーストラリア政府が認定し並びに認可オーストラリア機関及び施設登録簿（以下「登録簿」）に登録することを両当事国が相互に決定したもの

(d) 前号 c に規定する機関及び施設の従業員で、最低でも適切なオーストラリア保安資格及び必知事項基準に適合し、**実施取極**に定める規準に適合する者

- (2) この条第 1 項 c 号に従って登録簿に登録された機関又は施設については、第 17 条の規定に則った協議により、登録の抹消が国益に適うと考えられるときは、いずれかの当事国の要請に応じて登録簿から抹消するものとする。

第 5 条 合衆国防衛産官共同体

合衆国防衛産官共同体は、次に掲げる者により構成される。

- (1) 合衆国政府の各省庁並びに適切な保安資格を有しかつ必知事項基準に適合するその職員
- (2) 合衆国政府に登録した合衆国の非政府機関で合衆国の法律及び規則に基づく**防衛装備品**輸出資格を有する非政府機関、並びに適切な保安資格を有しかつ必知事項基準に適合するその従業員

第 6 条 輸出

- (1) 合衆国防衛産官共同体は、事前の防衛輸出免許状その他の許可を得ることなく、この条約の**適用範囲内**において**防衛装備品**を輸出することができる。
- (2) 合衆国政府は、この条約に基づいて輸出するすべての**防衛装備品**がこの条約に基づく**輸出**であることを明示的に示す標章を付し又はそうであると識別できる手続を定めるものとする。

- (3) オーストラリア政府は、この条約に基づく**輸出**であることを示す標章が付され又はそうであると識別されるすべての**防衛装備品**が、**オーストラリア防衛産官共同体**に入った時点及びそれ以降、最低でも「USML〔合衆国軍需品リスト〕による**部外秘**」⁽⁸⁾の標章を付され又は識別されることを確保する手続を定めるものとする。

第 7 条 移転

この条約に従って**輸出**されるすべての**防衛装備品**は、合衆国政府の書面による事前の許可を得ることなく、**移転**することができる。

第 8 条 オーストラリア防衛産官共同体の輸出と移転

- (1) オーストラリア政府は、この条約に基づいて**合衆国防衛産官共同体**へ輸出されるすべての**防衛装備品**について、a 号及び b 号に定める場合を例外として、輸出免許状又は許可を要しないことを確保する手続を維持するものとする。この要件を満たすため、オーストラリア政府は、次のことを認めることができる。
- (a) **オーストラリア防衛産官共同体**がオーストラリア政府の一括許可によりこの条約の**適用範囲内**において**オーストラリア防衛装備品**を輸出すること
- (b) この条約に従って**輸出**されたすべての**防衛装備品**をオーストラリア政府の一括許可により**移転**すること
- (2) オーストラリア政府は、この条約に基づいて**合衆国防衛産官共同体**に輸出するすべての**オーストラリア防衛装備品**について、それを明示的に示す標章を付し又はそうであると識別できる手続を定めるものとする。
- (3) 合衆国政府は、この条約に基づいて合衆国に輸入されるすべての**オーストラリア防衛装**

(8) 「USML による部外秘」の原語は” Restricted USML”。

備品が合衆国内に入った時点及びそれ以降、USML 物品としての取扱いを確保しなければならない。

- (4) 合衆国防衛産官共同体に輸出された秘密指定のオーストラリア防衛装備品の標章付与、識別、転送、保管及び取扱いについては、GSA〔豪米秘密情報保護措置協定及び関連実施取極〕の規定に従うものとする。
- (5) 合衆国政府は、合衆国からの防衛装備品の輸出を規制する手続を維持するものとする。合衆国から輸出されたオーストラリア防衛装備品はこれらの手続に従って取扱われるものとし、並びに合衆国政府は、オーストラリア政府にとって国家安全保障上及び外交政策上の懸念のある諸国について第 17 条の規定に従ってオーストラリア政府と協議するものとする。
- (6) オーストラリア政府がオーストラリア防衛装備品の保護に関して第 5 条第 2 項に規定する特定の合衆国の非政府機関の能力について懸念を有するに至った場合、オーストラリア政府は、第 17 条の規定に従って合衆国政府と協議した上で、オーストラリア防衛装備品への当該機関のアクセスに関してオーストラリア防衛産官共同体に指示を与えることができる。
- (7) この条において、「オーストラリア防衛装備品」とは、オーストラリア領から合衆国へ最初の移動をした防衛装備品をいう。

第 9 条 再移転と再輸出

- (1) 防衛装備品のすべての再移転又は再輸出については、オーストラリア政府の認可を要するものとする。当該認可の申請を審査する際には、両当事国が相互に決定し及び実施取極に定めた特定の場合（配備中のオーストラリア国防軍要員の直接支援に防衛装備品を作戦使用する場合など）を除いて、オーストラリ

ア政府は、再移転案又は再輸出案に関する合衆国政府による認可を証明する関係書類の提出を求めるものとする。合衆国及びオーストラリア政府の認可を得るための手続については、実施取極に定めるものとする。

- (2) 再移転又は再輸出を認可されたすべての防衛装備品は、合衆国政府及びオーストラリア政府による当該認可の条件に従うものとする。

第 10 条 財産権の保護

- (1) この条約のいかなる規定も、両当事国又はこの条約に従う認可防衛産官共同体に属する者若しくは機関の知的財産その他の財産権について、これを贈与し、黙示の譲渡をし、毀損し若しくはこれに作用を及ぼす権利又はそれらに関わる権益であると解されてはならない。
- (2) この条約のいかなる規定も、両当事国又は第 1 項に規定する者並びに機関の間で合意される可能性のある知的財産その他の財産権の保護のための規定に影響を与えるものではない。

第 11 条 保安と秘密指定

- (1) この条約に基づく防衛装備品の輸出、移転、再輸出又は再移転に関する標章付与、識別、転送、保管及び取扱いについては、GSA に従うものとする。
- (2) 該当する刑法及び輸出管理法を含むすべての関係オーストラリア法が、この条約に基づくすべての輸出、移転、再輸出又は再移転に適用されるものとする。
- (3) 防衛装備品がいずれかの当事国の秘密指定手続によってより高度の秘密区分に指定された場合、当該装備品は、この条約に基づく輸出でありかつ「USML による部外秘」であることを表す標章を付し又はそうであると識別

されるのに加えて、GSAに定めるところにより、より高度の秘密指定に従って標章が付され又は識別され並びに転送され、保管され、取扱われ及び保全措置されるものとする。

第12条 記録の保存と通告

- (1) いずれの当事国も、自国の**防衛産官共同体**に属する機関に対して、この条約に従って**防衛装備品の輸出、移転、再移転、再輸出**又は受領を行う際の移動のすべての詳細な記録を保管するよう要請するものとする。
- (2) いずれの当事国も、他の当事国の求めに応じて又は**実施取極**に定める手続に従って、自国の**防衛産官共同体**に属する機関によって保管される当該記録を利用できるようにすることを確保するものとする。
- (3) 両当事国は、その立法措置の適切な通告を確保する手続を定めることができる。

第13条 施行

- (1) **防衛装備品の輸出及び移転**に携わる者又は機関は、この条約、**実施取極**及びこの条約を実施するための手続であって、既存の法令を改正するために公布法令で定めたものを遵守することにより、当該免許状付与及び合衆国兵器輸出管理法実施規則の適用除外扱いとなることができる。
- (2) この条約、この条を実施するための**実施取極**及びこの条約を実施するために公布された既存法令の改正法令のいずれの条項にも該当しない行為は、引き続き、刑事法、民事法及び行政法上のあらゆる罰則又は制裁を規定する当該免許状付与及び実施規則の対象とする。
- (3) いずれの当事国も、この条約に従って定める手続に関するすべての違反行為の容疑及び違反疑惑の報告について速やかに捜査を行うとともに、当該捜査の結果を他の当事国に速

やかに伝達するものとする。各当事国は、**実施取極**に定める手続に従って、他の当事国の行う捜査に関して協力するものとする。

- (4) 両当事国は、第3項に規定する捜査の結果から生じるいかなる刑事訴追又はいかなる民事上若しくは行政上の措置の進展についても相互に伝達するものとする。両当事国は、必要に応じて、当該刑事訴追又は措置に関して協力するものとする。
- (5) 両当事国は、**実施取極**の改正及びこれを反映して定められた最新の手続に従って、この条約に基づく**輸出及び移転**に関する積出後検査及びエンドユース又はエンドユーザの監視を行い、いずれかの当事国の要請に応じて、当該事案について相互に援助を提供できるものとする。

第14条 実施取極

- (1) 両当事国はこの条約のための**実施取極**を優先的に締結するものとする。**実施取極**は両当事国が相互に決定することにより改正し又は補足することができる。
- (2) **実施取極**は、**認可防衛産官共同体**の機関が合衆国政府防衛輸出免許状又は国際兵器取引規則により発行されるその他の許可状の要件から、この条約により定める処理手順に移行できるようにするための一連の作業手順を定めるものでなければならない。

第15条 実施機関

- (1) 各当事国は、この条約の下で負う自国の義務を履行するための権限ある機関を指定するものとする。
 - (a) 合衆国政府は、ここにその権限ある機関として国務省を指定する。
 - (b) オーストラリア政府は、ここにその権限ある機関として国防省を指定する。
- (2) 一方の当事国は、自国の権限ある機関の指

定について、外交窓口を通じて書面による通知を他の当事国に行うことにより変更することができる。

第16条 他の国際協定との関係

この条約は、両当事国が当事国として締結している他の国際協定による権利義務に何ら影響を与えるものではない。

第17条 協議

両当事国は、少なくとも年1回以上の頻度で、必要に応じて、高級幹部級で、両国の輸出管理関係協力の観点から、及びこの条約の運用を審査するため、協議を行うものとする。これら協議は、関連あるすべての輸出管理問題を審査し、及びそれに対処するための仕組みを提供するものである。

第18条 紛争の解決

この条約から又はこの条約に関連して生じる両当事国間のいかなる紛争も、両当事国間の協議を通じて解決することとし、かつ、いかなる裁判所、法廷又は第三者にも付託しないものとする。

第19条 改正

この条約は、両当事国の合意文書によって改正することができる。

第20条 発効

この条約は、各当事国においてこの条約に効力を生じさせるのに必要な国内の要件を満たしたことを確認する交換公文を交わしたときに発効する。

第21条 存続期間と脱退

(1) この条約は、第2項に規定する条件に従い、無期限の存続期間を有する。

(2) 両当事国は、この条の規定により、この条約から脱退する権利を有する。一方の当事国がこの条約の主題に関係する異常事態によりその国益を害されたと判断した場合、この条約から脱退する意思を他の当事国に通知するものとする。脱退する意思の当該通知には、通知当事国がその国益を害したとみなす異常事態の陳述書を付さなければならない。両当事国は、脱退する意思の通知の提供から30日以内にこの条約の継続を目的として、協議を開始するものとする。当該協議後に、通知当事国がこの条約の継続に同意しない場合、通知当事国の脱退は、脱退する意思の通知の提供から6か月目に効力を生じるものとする。

(3) いずれの当事国によるこの条約からの脱退に拘らず、この条約に基づいて輸出された防衛装備品の保護及び第8条に規定するオーストラリア防衛装備品の取扱いの手続は、適切な防衛輸出免許状又は許可の準備が整うまでの間、なお効力を有するものとする。両当事国は、当該免許状又は許可の承認を迅速に行うよう努力するものとする。

以上の証拠として、それぞれの政府によって正当に委任を受けて下記の署名者がこの条約に署名した。

2007年9月5日にシドニーにて2通を作成

オーストラリア政府のために 首相
ジョン・ハワード

アメリカ合衆国政府のために 大統領
ジョージ W. ブッシュ

(ひとし ゆういちろう・専門調査員)